

香川県報



第 47 号

平成 15 年

6月17日(火曜日)

目次

告示

介護保険法の規定による事業者の指定

道路の区域変更（六件）

道路の区域変更及び供用開始（二件）

道路の位置指定（二件）

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（平成十五年香川県公告第三

百十三号）に係る公告

特定計量器定期検査の実施

職業訓練指導員試験の実施

開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

監査委員告示

地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

（長寿社会対策課）

（道路保全課）

（ ）

（建築課）

（県民参画課）

（経営支援課）

（計量検定所）

（労働政策課）

（都市計画課）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

告示

香川県告示第三百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真鍋武紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇一 〇一八〇〇	サポートケアこころ 高松市寺井町一三三五 一〇	サポートケアこころ有 限会社 代表取締役 白井明美 香川県香川町大字大野 二一六三番地八二	平成十五年 六月一日	居宅介護 支援
三七七〇一 〇三三三九	有限会社ケアサービス 優悠 高松市六条町四一〇一 二	有限会社ケアサービス 優悠 取締役 西村千津 高松市六条町四一〇一 二	〃	訪問介護
三七七〇一 〇三三三七	居宅介護支援事業所い なほ 高松市観光通二丁目三 番一〇号	有限会社シンセリテイ 取締役 松原浩 高松市観光通二丁目三 番一〇号	〃	居宅介護 支援
三七七〇一 〇三三四五	訪問介護いなほ 高松市観光通二丁目三 番一〇号	有限会社シンセリテイ 取締役 松原浩 高松市観光通二丁目三 番一〇号	〃	訪問介護
三七七〇一 〇三三三二	訪問入浴いろは 高松市観光通二丁目三 番一〇号	有限会社シンセリテイ 取締役 松原浩 高松市観光通二丁目三 番一〇号	〃	訪問入浴 介護

三三七〇一 〇三三六〇	居宅介護支援事業所暖 高松市番町一丁目一〇 番三号	医療法人社団康生会 理事長 大林直之 高松市番町一丁目一〇 番三号	"	居宅介護 支援
三三七〇一 〇三三七八	虹彩 高松市川島東町一七九 〇番地三	有限会社カンザキ 代表取締役 神崎喜久 男 高松市川島東町一七九 〇番地三	"	訪問介護
三三七〇一 〇三三八六	介護付有料老人ホーム あずさ 高松市天神前五番二二 号	株式会社西日本フアー マシー 代表取締役 砂原英二 高松市丸の内一三番一 五―三〇五号	"	特定施設 入所者生 活介護
三三七〇一 〇三三九四	デイサービスセンター せと 高松市天神前五番二二 号オレンジスクエア	株式会社西日本フアー マシー 代表取締役 砂原英二 高松市丸の内一三番一 五―三〇五号	"	通所介護
三三七〇六 〇〇一四〇	有限会社介護支援サー ビスセンター御徳 さぬき市鴨部四四六九 番地三	有限会社介護支援サー ビスセンター御徳 代表取締役 松本千里 さぬき市鴨部四四六九 番地三	"	訪問介護
三三七一三 〇〇四四三	松原病院居宅介護支援 事業所 木田郡三木町池戸二三 六二番地	医療法人社団諳陽堂松 原病院 理事長 松原奎一 木田郡三木町池戸二三 六二番地	"	居宅介護 支援
三三七一五 〇〇六四六	株式会社ヤエス 綾歌郡国分寺町福家甲 一六五二番地一	株式会社ヤエス 代表取締役 藤井憲雄 綾歌郡国分寺町福家甲 一六五二番地一	"	福祉用具 貸与
三三七一七	デイサービスセンター	医療法人社団和風会	"	通所介護

〇〇八四〇	はしもと 三豊郡山本町財田西九 〇二番地一	理事長 橋本康子 三豊郡山本町財田西九 〇二番地一		
-------	-----------------------------	---------------------------------	--	--

香川県告示第三百四十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月十七日

一	道路の種類	県道(一般)	香川県知事 真 鍋 武 紀
二	路線名	千足綾上線(一八二号)	
三	道路の区域		

区 間	変 更 前後別 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾上町山田上字寺ノ内乙八 三番一地先から	前 六・五 後 二二・〇	四〇〇	特定交通安全 全施設等整 備事業計画 による現道 拡幅
綾歌郡綾上町山田上字川北甲一二 九〇番一地先まで	前 二二・〇 後 二四・〇	四〇〇	

香川県告示第三百四十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月十七日

一	道路の種類	県道(一般)	香川県知事 真 鍋 武 紀
二	路線名	屋形崎小江洲崎線(二五三号)	

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町瀧崎字赤石甲四四七番二地先から	前	四・六 一〇・六	四七二	道路改修事業による現道拡幅
小豆郡土庄町瀧崎字西岡甲五四五番五地先まで	後	一〇・六 一三・六	四七二	

香川県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 豊島循環線（二五五号）
- 三 道路の区域

変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	小豆郡土庄町豊島唐櫃字明神七二六番地先から	三・六 二二・四	一、四〇一	道路特殊改良第一種事業による線形改良（パイパス建設）
後	小豆郡土庄町豊島唐櫃字明神七二六番地先から 小豆郡土庄町豊島唐櫃字高下二六一番地先まで	三・六 二二・四	一、四〇一	

小豆郡土庄町豊島唐櫃字明神七二六番地先から	八・四 五九・四	一、一九五	
小豆郡土庄町豊島唐櫃字明神七六六番二地先まで			

香川県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 富田中津田線（一三三三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市津田町津田字御座田四四八番七地先から	前	九・二 三四・二	三六九	道路改修工事による現道拡幅
さぬき市津田町津田字御座田四一〇番二地先まで	後	一〇・六 四五・五	三六九	

香川県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 衣掛郷東線(一七五号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
高松市鬼無町藤井三三八番二地先から 高松市飯田町字大暮一四〇七番二地先まで	五・五 一四・一	六・二 三三・〇	三〇〇	広域基幹河川本津川河川改修・県道衣掛郷東線本津川橋架け替えによる現道拡幅及び橋梁架け替え

香川県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路線名 三三七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
東かがわ市五名二六九二番地先から	三・二 一四・〇		三〇二	道路改修事業による現道拡幅

東かがわ市五名二六四九番二地先まで

後	七・三 七八・〇	三〇二	
---	-------------	-----	--

香川県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 込野観音寺線(六号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
三豊郡山本町大字河内字蜂ヶ谷一八九七番九地先から 三豊郡山本町大字河内字蜂ヶ谷一八九七番八地先まで	四・八 一四・八	七・〇 一八・六	一三〇	道路維持修繕工事による現道拡幅

四 供用開始の期日 平成十五年六月十七日

香川県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月十七日から七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 勅使室新線(二六六号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		備考
	前	後	
高松市松並町字橋詰五五四番一地从先から	一〇・五	一五・五	道路維持修繕工事による現道拡幅
高松市松並町字橋詰五五四番一地从先まで	一七・八	二〇	

四 供用開始の期日 平成十五年六月十七日

香川県告示第三百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定番号 坂土指道 第二号
- 二 指定年月日 平成十五年五月三十日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町柏原字柏原池一九〇
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル
延長 三四・八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

香川県告示第三百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定番号 坂土指道 第三号
- 二 指定年月日 平成十五年六月四日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡飯山町東小川字樋口一五三一、一五三四、一五三五、一五三六及び同地先水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 八三・〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第四百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年八月十日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 申請のあった年月日 平成十五年六月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 さくらそう
河田 泰博
- 三 定款に記載された目的 善通寺市与北町二八九四番地一

この法人は、高齢者、地域住民等に対して、自立支援、介護、配食サービス、外出介助、交通安全指導、スポーツ活動等を実施し、又、環境美化に関する事業等を行い、不

特定かつ多数のものの利益と自立の推進に寄与する事を目的とする。

香川県公告第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第三項において準用する第五条第三項の規定により行った平成十五年香川県公告第三百十三号（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）に係る届出について、平成十五年六月九日に当該届出者からその届出に係る変更を行わない旨の申出があった。

これに伴い、当該公告に係る届出書及び添付書類の縦覧並びに意見書の受理は同日から中止したので、公告する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものを除く。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第一号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

別表

検査区域	検査日	検査時	検査場所
琴南町	9月1日(月)	10:00～14:30	琴南町中央公民館
仲南町	9月2日(火)	10:00～14:30	仲南町農村環境改善センター

地 区	9月3日(水)		9月4日(木)		9月8日(月)		9月9日(火)	
	時間	場所	時間	場所	時間	場所	時間	場所
多度津町	10:00～15:00	滝瀬町農村環境改善センター	10:00～15:00	滝瀬町農村環境改善センター	10:00～15:00	琴平町役場	10:00～15:00	琴平町役場
琴平町	10:00～11:30	香川県農協多度津町支部四箇支店	13:00～15:00	香川県農協白方出荷所	10:00～15:00	多度津町立町民会館	10:00～15:00	多度津町立町民会館
	10:00～11:30	多度津町立町民会館	13:00～15:00	多度津町立町民会館	10:00～15:00	多度津町立町民会館	10:00～15:00	多度津町立町民会館
仲多度郡全域 (再調査)	10:30～11:00	多度津町役場佐柳出張所	10:00～12:00	多度津町立町民会館				
	10:00～12:00	多度津町立町民会館						

香川県公告第四百十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六「規則」第七（）別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

試験は、学科試験について行い、その科目は、次のとおりである。

免許職種	学科試験の科目
全職種 (和裁科及び洋裁科を除く。)	一 指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。) 二 基礎学科
和裁科	一 指導方法 二 基礎学科 1 裁縫知識(裁縫工程 裁縫用具 見積り) 縫製法(縫製法 縫製用材料) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 2 専攻学科 和裁法(裁縫工程 和服の種類 裁縫法) 被服学(被服史 被服論 被服科学 服装美学)
洋裁科	一 指導方法 二 基礎学科 1 系基礎学科 被服学(被服史 被服論 縫製) デザイン(色彩 造形 デザイン画 製図) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 2 専攻学科 被服科学(被服管理 被服衛生 被服用材料) 服装デザイン(服飾心理 商品企画 着装画 色彩法 スタイル画) 縫製知識(採寸法 裁断法 縫製法 服飾手芸)

三 学科試験の免除

学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	学科試験のうち関連学科
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系

基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)

学科試験のうち指導方法

職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)

免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者

学科試験のうち関連学科

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者

規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者

規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

四 受験資格

- 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 - 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
- 1 に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - 成年被後見人又は被保佐人
 - 禁錮以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
五 試験の実施期日
平成十五年八月三十一日(日曜日)

六 試験の実施場所
高松市郷東町五八七番地一号 香川県立高松高等技術学校

七 受験手続

1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書及び写真(申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚)

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三に掲げる者に該当することを証する書類を提出すること。

3 申請書類の提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部労働政策課

4 申請書類の提出期間

平成十五年八月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで。ただし、日曜日及び土曜日は除く。

なお、郵便等による送付の場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるもの限り受け付ける。

5 受験手数料及び納付方法

三、一〇〇円に相当する額の香川県証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に消印しないではり付けて納めること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面三、一〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

なお、受験申請書類を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しない。

八 合格者の発表

平成十五年九月二十四日(水曜日)に合格者の受験番号を香川県庁東館玄関前の掲示板に掲示するとともに、香川県商工労働部労働政策課において発表する。

九 その他

1 受験票は、受験申請書類を受け付けたときに交付する。

2 職業訓練指導員試験受験申請書等の用紙は、香川県商工労働部労働政策課で交付する。

3 受験に関する注意事項(集合時間、携帯品等)は、後日受験申請者に通知する。

4 この試験について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号〇八七 八三三二 三三六七)に照会すること。

香川県公告第四百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市川津町字六反地二八九二 三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市川津町二八八八番地

好井國廣

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年六月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党坂出西部支部	尾崎 道廣	渡辺 恭幸	坂出市富士見町一―六―一七

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
綾宏後援会	洲崎 隆美	洲崎 隆美	坂出市元町三―四―一八
安戸清次後援会	秋友 勝彦	川野 充	木田郡牟礼町牟礼二二三〇―二〇
石本秀樹後援会	石本 秀樹	櫻井 寛	さぬき市大川町富田西一七二二―一〇
泉川くにひろ後援会	泉川 大輔	泉川恵美子	綾歌郡国分寺町新居一六五六―一
井上忠孝後援会	山崎 勝市	安部 直	香川郡香川町川東上六三六一―四二
今井健二後援会	今井 健二	今井 月美	香川郡香川町浅野一九七―三
上田ひろゆき後援会	真鍋 廣海	鷹城伊佐夫	善通寺市上吉田町五―三―二二
植松一夫後援会	植松 一夫	植松 一夫	香川郡香川町浅野二四〇―一四
宇川ひとし後援会	大西 義夫	織田 博	三豊郡豊中町大字下高野二七五六―五

大沢正治後援会	後藤 敏明	須田 敏明	香川郡香川町大字東谷二九二
大塚ひろし後援会	大塚 寛	大塚 寛	高松市太田上町九七六―九
大西久夫後援会	大西 久夫	大西百合子	仲多度郡琴平町五條一八三一―一
大西もりじ後援会	水本 英昭	大西サチ子	坂出市西庄町八九二―一
岡川健一後援会	山下 郁	彦坂 幹雄	坂出市府中町二六九二
小野まさと後援会	小野 正人	田中 靖章	仲多度郡琴平町一八六
香川県こにし恵一郎薬劑師後援会	稲本 恵司	松尾 哲	高松市亀岡町九―一〇
香川努後援会	香川 努	香川 伸二	三豊郡高瀬町下麻三〇二二
柿原茂敏後援会	柿原 茂敏	柿原 茂敏	香川郡香川町大野二二八―二
活力ある東かがわを作る会	木村 作	川野 達男	東かがわ市湊水入一八〇四―一
カベ山耕造後援会	小片 文夫	大林 教善	善通寺市中村町一五六―一
川口つよし後援会	三木 慎哉	土岐 昌平	小豆郡土庄町上庄一九八五―一
川崎弘後援会	藤村 直哉	大野 文野	三豊郡豊浜町大字和田浜七八四―一
行政改革をすすめる会	藍川佳津樹	藤田 重信	綾歌郡宇多津町二二七―三
香西よしのり後援会	山西 正数	入倉 武雄	木田郡三木町大字鹿伏五二九
三枝詔資後援会	石井 豹三	三枝 和代	小豆郡土庄町甲一三六〇―八
篠原義雄後援会	花岡 信一	五嶋 信忠	仲多度郡琴平町苗田七四四
新茶善昭後援会	新茶 善昭	新茶 勝子	小豆郡内海町草壁本町五一〇
詫間政司後援会	宮崎 博之	詫間 平	三豊郡豊中町大字岡本二七〇

佐伯文男とともに政治を考
える会

代表者
の氏名

森 崇

佐伯 文男

白井昌幸後援会

主たる事務
所の所在地

さぬき市志度二二三
六

さぬき市鴨庄三二二
九四

政治に参加する会

主たる事務
所の所在地

小豆郡土庄町澗崎二
二二八

小豆郡土庄町澗崎甲
二六九一 一

増田等後援会

主たる事務
所の所在地

仲多度郡多度津町元
町二二四

仲多度郡多度津町本
通二二二〇

会計責任者
の氏名

増田 芳子

森 謙

山下みのる後援会

会計責任者
の氏名

山下 重紀

赤沢 政雄

山田省三後援会

代表者
の氏名

山下 正義

杉山 公

横関よしまさ後援会

主たる事務
所の所在地

高松市中山町一〇五
一九

高松市中山町二〇五

会計責任者
の氏名

谷澤 孝男

増田 清一

吉田すすむ後援会

代表者
の氏名

広瀬 幸男

多田 悌二

吉原賢一後援会

代表者
の氏名

河村 一雄

名賀 保英

香川県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団
体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称

河田ひろゆきを育てる会

佐伯文男後援会

佐伯文男とともに政治を考える会

中野守泰後援会

久野耕市後援会

福井敏夫後援会

松本功後援会

わたなべ克栄後援会

香川県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管
理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次の
とおり公表する。

平成十五年六月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体 の届出をした 者の氏名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地	代表者の 氏名
西川 昭吾	香川県議会 議員	西川しょうご後 援会	坂出市川津町字中原三七 九八一	西川 昭吾
木村 作	香川県議会 議員	活力ある東かが わを作る会	東かがわ市湊水入一八〇 四一	木村 作
樋口 隆仁	宇多津町議 会議員	ひくち隆仁うた づ樹の会	綾歌郡宇多津町一五六五	樋口 隆仁
三宅 貞夫	三木町議会 議員	三宅貞夫後援会	木田郡三木町大字下高岡 四九三	三宅 貞夫
大塚 寛	高松市議会 議員	大塚ひろし後援 会	高松市太田上町九七六	大塚 寛

天雲 昭治	高松市議会 議員	天雲昭治後援会	高松市鬼無町藤井三〇一 二	天雲 昭治
藤沢 良雄	内海町議会 議員	ふじさわ良雄後援会	小豆郡内海町神懸通甲四 五一 一	藤沢 良雄
西岡 章夫	国分寺町議会 議員	西岡あきお後援会	綾歌郡国分寺町国分二八 三一 一	西岡 章夫
大西 久夫	琴平町議会 議員	大西久夫後援会	仲多度郡琴平町五條一八 三一 一	大西 久夫
植松 一夫	香川町議会 議員	植松一夫後援会	香川郡香川町浅野二四〇 一 四	植松 一夫
柿原 茂敏	香川町議会 議員	柿原茂敏後援会	香川郡香川町大野二二八 一 二	柿原 茂敏

香川県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	
				新	旧
森 崇	内海町議会議員	佐伯文男とともに政治を考える会	代表者の氏名	森 崇	佐伯 文男

香川県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月十七日		香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友	
資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称	
藤本 哲夫	県議会議員	藤本哲夫と21世紀を考える会	
森 崇	内海町議会議員	佐伯文男とともに政治を考える会	

(備考)

佐伯文男とともに政治を考える会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、佐伯文男である。

監査委員告示

香川県監査委員告示第一号

包括外部監査人職本浩が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人職本浩との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成15年6月17日

香川県監査委員 鎌田 中 恭

同 名 和 基 延
同 石 川 利 治
同 広 瀬 員 義

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
堀 重 樹	滋賀県草津市西大路町10番10 - C1007号	平成15年6月17日から平成16年3月31日まで
濱田 博 英	岡山県倉敷市茶屋町695番地2	
正 司 泰 久	兵庫県宝塚市豊雀2丁目5番22号	
廣 藤 容 啓	京都府京都市山科区上花山坂尻4番地14	
十 川 智 基	徳島県麻植郡三島町大字字大戸井126番地	